

## 農地中間管理事業 平成26年度事業計画書

### 農地中間管理事業

本年度新規事業の事業主体（農地中間管理機構）として、市町村等関係機関の協力を頂き農用地等を借入れ、農地中間管理権を取得し農地の中間管理を行い、必要な場合は基盤整備等の条件整備を併せて行い、公募した農地の借受希望者に農地の集積・集約化が図れるよう再配分（貸付け）を実施する。

[農地中間管理事業計画]

| 区 分    | 実施計画  |        |         |
|--------|-------|--------|---------|
|        | 件数(件) | 面積(ha) | 金額(千円)  |
| 借 入    | 4,000 | 2,000  | 300,000 |
| うち転貸   | 1,700 | 1,700  | 255,000 |
| うち管理   | 600   | 300    | 45,000  |
| うち条件整備 | 0     | 0      | 0       |

※「農地中間管理権」とは、農地中間管理事業の実施により受け手に貸し付けることを目的として、農地中間管理機構（公社）が取得する「賃借権または使用貸借による権利」等と定義されています。

（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第5項）。